

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考)役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号、以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施(△9.77%)
- ・ 人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、平成24年3月から俸給月額を0.5%引き下げたことと併せ、平成23年4月から平成24年2月までの官民較差相当分を平成24年6月期の賞与で調整

理事

法人の長に同じ

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

法人の長に同じ※賞与は支給されない

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 15,137	千円 9,896	千円 3,826	千円 1,188 227 (特別調整手当) (通勤手当)			
A理事	千円 6,094	千円 3,903	千円 1,654	千円 468 69 (特別調整手当) (通勤手当)		9月10日	◇
B理事	千円 7,433	千円 4,981	千円 1,778	千円 598 76 (特別調整手当) (通勤手当)	9月11日		◇
C理事	千円 13,814	千円 8,922	千円 3,487	千円 1,071 334 (特別調整手当) (通勤手当)			※
D理事	千円 13,563	千円 8,922	千円 3,492	千円 1,071 78 (特別調整手当) (通勤手当)			
A監事	千円 12,087	千円 7,807	千円 3,013	千円 937 330 (特別調整手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 4,038	千円 4,038	千円	千円 ()			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事E	千円 6,095	年 5	月 3	H23.9.30	1.0	業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	※
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、適切に対応する。
併せて、機構の給与水準については、検証結果を踏まえ、取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与（奨励手当）の成績率に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えたと認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。（人事評価結果を参考資料として活用） (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与:勤勉手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし（職員給与規程第23条第7項）、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸 (昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。（初任給、昇格、昇給等の基準第20条）

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

■特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)

◇実施期間：平成24年4月～平成26年3月

◇俸給表関係の措置の内容：

・本俸 課長相当職員以上（7～5等級） $\Delta 9.77\%$
課長代理、係長相当職員（4～3等級） $\Delta 7.77\%$
係員（2～1等級） $\Delta 4.77\%$

◇諸手当関係の措置の内容：

・役職手当 一律 $\Delta 10\%$
・期末手当及び奨励手当 一律 $\Delta 9.77\%$
・本俸に連動する手当等の減額支給
特別都市手当等の本俸に連動する手当（期末手当及び奨励手当を除く）の月額、減額後の本俸等の月額により算出

◇国と異なる措置の概要：なし

(役員について)

◇実施期間：平成24年4月～平成26年3月

◇俸給表関係の措置の内容：俸給 $\Delta 9.77\%$

◇諸手当関係の措置の内容：

・期末手当及び奨励手当 一律 $\Delta 9.77\%$
・本俸に連動する手当等の減額支給
俸給に連動する特別調整手当の月額は、減額後の俸給等の月額により算出

◇国と異なる措置の概要：なし

■人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げによる調整

・平成24年3月に、50歳台を中心として概ね40歳台以上が受ける本俸を平均 $\Delta 0.23\%$ 引き下げたことと併せ、平成23年4月から平成24年2月までの官民較差相当分を平成24年6月期の賞与で調整

■平成24年秋の再精査を踏まえた給与水準の見直しについては、平成25年度に実施(IV法人が必要と認める事項)。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 212	歳 41.0	千円 6,597	千円 5,015	千円 209	千円 1,582
事務・技術	人 211	歳 41.0	千円 6,596	千円 5,014	千円 209	千円 1,582
技能職種 (運転手)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 11	歳 55.5	千円 3,905	千円 3,627	千円 52	千円 278
事務・技術	人 4	歳 40.0	千円 3,570	千円 2,806	千円 143	千円 764
事務・技術 (賞与なし)	人 7	歳 64.4	千円 4,097	千円 4,097	千円 0	千円 0

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

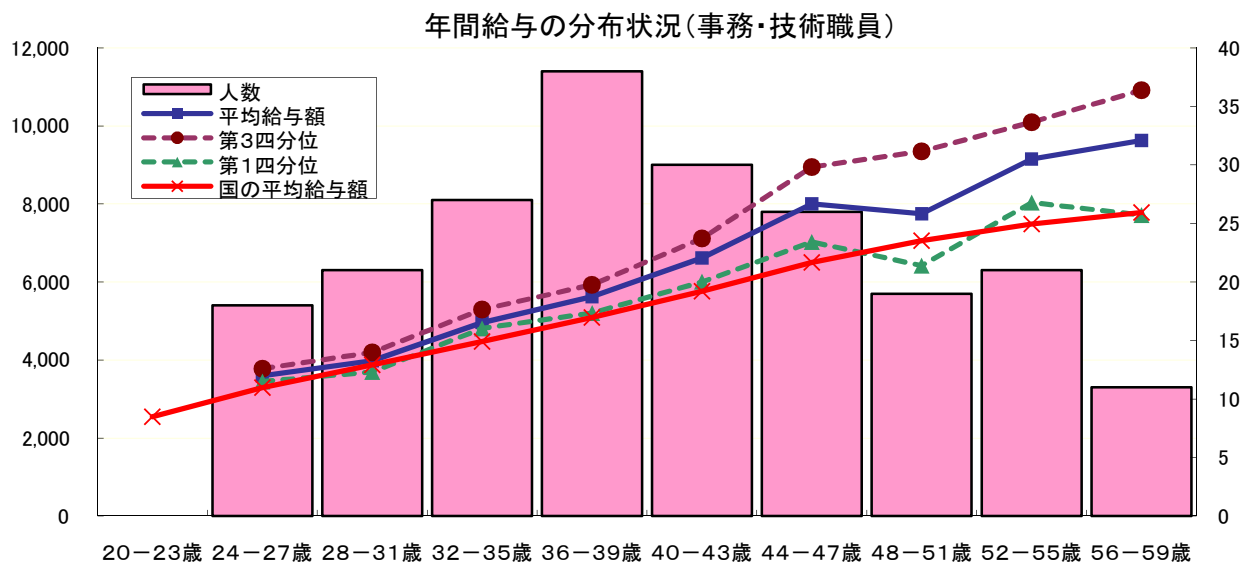
注2: 在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3: 研究職種、医療職種、教育職種については、該当が無いため省略した。

注4: 常勤職員の技能職種(運転手)及び再任用職員については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5: 非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	30	49.9	8,885	9,278	9,716
・本部係長	67	39.0	5,053	5,425	5,785
・本部係員	33	28.3	3,562	3,778	3,959

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	室長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員 (割合)	211 (2.8%)	6 (1.9%)	4 (1.5%)	33 (15.6%)	52 (24.6%)	81 (38.4%)	35 (16.6%)
年齢(最高～最低)		59 ～ 54	57 ～ 52	58 ～ 42	59 ～ 38	55 ～ 30	33 ～ 24
所定内給与年額(最高～最低)		9,072 ～ 7,383	8,003 ～ 7,416	7,566 ～ 5,511	6,280 ～ 4,277	5,474 ～ 2,996	3,483 ～ 2,431
年間給与額(最高～最低)		12,186 ～ 10,255	10,914 ～ 10,096	10,138 ～ 7,319	8,321 ～ 5,681	7,043 ～ 3,916	4,447 ～ 3,177

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.8	% 58.3	% 56.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.2	% 41.7	% 43.8
		%	%	%
	最高～最低	51.3～33.9	46.6～30.4	48.8～32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.5	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.5	% 34.0
		%	%	%
	最高～最低	46.1～30.7	41.3～27.4	43.6～28.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

114.8

対他法人(事務・技術職員)

108.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 114.8
	参考
	地域勘案 102.2 学歴勘案 112.1 地域・学歴勘案 100.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。 （職員（事務・技術）の割合…東京都特別区：90.5%、大阪市：9.5%） ②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は53.4%（平成24年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員（事務・技術）の大学卒以上の比率は88.9%となっており、学歴構成による差があること。 ③民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。 【主務大臣の検証結果】 地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員と同水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 20.8% （国からの財政支出額 41,003百万円、支出予算の総額 197,334百万円：平成24年度予算） 【検証結果】 国からの財政支出額41,003百万円の内訳は、運営費交付金3,438百万円、社会福祉振興助成費補助金2,390百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,031百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,534百万円、政府出資金4,611百万円となっている。 給与、報酬等支給総額は1,799百万円（支出総額に占める割合：0.9%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 【累積欠損額について】 累積欠損額－円（平成23年度決算）

講ずる措置	■これまでに講じた措置 ・平成16年度 全職員の昇給を停止 国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～23年度 組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10) ・平成22年度 管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%) ・平成23年度 中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%) ・平成24年度 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 1.本俸 ① 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77% ② 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77% ③ 係員(2～1等級) △4.77% 2.役職手当 一律△10% 3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等 ■今後講ずる措置 上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は概ね100ポイント(100.4ポイント)となったが、国家公務員の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。 ・最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減(平成25年4月1日施行) ・55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日施行) ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%:機構△2.0%) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する
--------------	---

■法人の業績評価

当機構は平成23年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中4項目S(中期目標を大幅に上回っている)、10項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成24事業年度決算における支出総額196,625百万円に対し給与、報酬等支給総額1,799百万円であり、その割合は0.9%程度である。

■管理職の割合(平成25年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の管理職の割合は18.3%となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合(平成25年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の大卒以上の割合は88.9%となっている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,798,547	千円 1,983,754	千円 (%) △ 185,207 (△9.3)	千円 (%) △ 277,902 (△13.4)
退職手当支給額 (B)	千円 120,789	千円 199,227	千円 (%) △ 78,438 (△39.4)	千円 (%) △ 115,696 (△48.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 248,470	千円 258,664	千円 (%) △ 10,194 (△3.9)	千円 (%) △ 12,111 (△4.6)
福利厚生費 (D)	千円 397,390	千円 425,731	千円 (%) △ 28,341 (△6.7)	千円 (%) △ 68,614 (△14.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,565,196	千円 2,867,376	千円 (%) △ 302,180 (△10.5)	千円 (%) △ 474,323 (△15.6)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置、平成22年度・平成23年度における機構独自の本俸基準表の引き下げ、平成24年3月の人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げなどにより、給与、報酬等支給総額は対前年度比9.3%減となった。

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置のうち、給与減額支給措置に関する削減額は、常勤役員7,680千円、非常勤役員407千円、職員166,271千円である。

また、最広義人件費は上記に加え退職手当支給額の減少等により、対前年度比で10.5%の減少となった。

なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置は、役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用としているが、平成24年度において役員の退職が発生していないため、関係する削減額は生じていない。

IV 法人が必要と認める事項

当機構においては、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した措置を講じているほか、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月29日に退職手当支給規程を改正した(役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用)。

(役員に関する講じた措置の概要)

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年1月1日から適用。

- ・ 平成24年12月31日まで 100/100
- ・ 平成25年1月1日から同年9月30日まで 97.35/100
- ・ 平成25年10月1日から26年6月30日まで 91.35/100
- ・ 平成26年7月1日以降 86.35/100

(職員に関する講じた措置の概要)

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年4月1日から適用。

- ・ 平成25年3月31日まで 100/100
- ・ 平成25年4月1日から同年9月30日まで 98/100
- ・ 平成25年10月1日から26年6月30日まで 92/100
- ・ 平成26年7月1日以降 87/100

また、平成24年秋の給与再精査を踏まえ、平成25年度において下記の給与水準見直しを実施する。

- ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減(平成25年4月1日施行)
- ・ 55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日施行)
- ・ 55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%:機構△2.0%)
- ・ 特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する